令和５年３月

会員事業者殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　公益社団法人宮城県トラック協会

会長　　庄子　清一

（公印省略）

**標準的な運賃の届出について**

拝啓　ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。日頃より、当協会運営にご支援を賜り誠にありがとうございます。

　さて、長時間労働の是正を図る観点から、「働き方改革関連法」が公布され、喫緊にドライバーの労働条件を改善する必要があり、その対策の一環として、「標準的な運賃の告知制度」が法制化されました。この法律は、令和５年度までの時限立法とされ、時間的な猶予は少ないと理解しております。

一方、このコロナ禍による景気低迷により、荷主への契約変更もままならない状況にあることも承知しております。

そこで、この「標準的な運賃の告知制度」の時限延長の上申も想定しておりますが、それ以前にトラック運送事業者として、この法律への積極的な賛同意思を表すためにも、まずは、各会員事業者より、標準的な運賃の届出が必要であると考えます。

つきまして、まだ未届けの会員事業者におかれましては、下記を参考に、早急に届出頂きますようお願い申し上げます。

尚、この標準的な運賃事例とは別個に運賃料金をお考えの会員事業者におかれましては、

この限りではありませんが、できる限り早期の対応をいただくよう、あらためてお願いいたします。

　記

1. 対象事業者

〇「標準的な運賃」料金表を利用する場合（令和２年４月２４日告示）

〇「標準的な運賃」を利用しない場合。

**届出等に関しては、「別紙」を参照**願います。

1. 届出方法

運輸支局へ直接提出をお願い致します。

※届け出用紙は控え含め**３部作成**

以上